

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

理事会運営規則

公益社団法人四街道市シルバー人材センター 理事会運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）の定款第30条に基づき、センターの理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に8月、1月を除き、年10回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 定款第31条第1項第4号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

第2章 理事会の招集

(招集者)

第4条 理事会は会長が招集する。ただし、第2条第3項第3号により理事が招集する場合及び同条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 第2条第3項第3号による場合は理事が、同条第3項第4号後段による場合は、監事が招集する。

3 会長は、第2条第3項第2号又は同条第3項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 前項にかかわらず、会長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれにあたる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・一般財団法人法」という。）施行規則第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第10条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第20条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、必要に応じて意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

第4章 理事会の権限

(権限)

第13条 理事会は、センターの業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事並びに業務執行理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第14条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令の定める事項

- イ センターの業務執行の決定
- ロ 代表理事並びに業務執行理事の選任・解任
- ハ 重要な財産の処分及び譲受
- ニ 多額の借入
- ホ 重要な使用人の選任・解任
- ヘ 従たる事務所、その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ト 内部管理体制の整備
- チ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- リ 事業報告及び計算書類等の承認
- 又 その他法令に定める事項

(2) 定款の定める事項

- イ 会長、副会長、常務理事の選任・解任
- ロ 定款第28条の責任の免除
- ハ 基本財産の指定、維持及び処分
- ニ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 諸規則の制定、変更及び廃止
- ロ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- ハ 重要な事業その他の争訟の処理
- ニ その他理事会が必要と認める事項

(代表理事の緊急執行)

第15条 代表理事は、前条の決議事項が、緊急の処理を要するため理事会に付議することができないときは、理事会の決議を経ないで業務を執行することができる。

ただし、この場合、代表理事は、次の理事会に付議して、承認を得なければならない。

(理事の取引の承認)

第16条 理事が競業取引又はセンターとの利益相反取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(責任の免除)

第17条 理事会は、定款第28条に基づき、役員的一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

(報告事項)

第18条 会長、副会長、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が第18条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。ただし、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

第5章 理事会後の諸手続き

(議事録)

第19条 理事会の議事については、議事録を書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載して、出席した代表理事及び監事がこれに署名し又は記名押印をしなければならない。

2 前項の議事録は、10年間、センターの主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第20条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し報告しなければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第21条 理事会の事務局には、事務局長があたる。

第7章 雑 則

(三役会)

第22条 センターは、理事会運営の円滑化を図ることを目的として、別に定める、会長、副会長及び常務理事の三役によって構成される三役会を置くことができる。

2 三役会の開催は、必要に応じて三役同意のうえ開催するものとする。

3 三役会は、理事会に上程する事項に関して事前に審議するものとし、理事会決議を代替することはできない。

(改 廃)

第23条 この規則の改廃は理事会の決議による。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。